

第2回水資源の保全に係る制度創設専門委員会（H24.10.3）における主な意見等

項目	意見等	対応（案）
新たな制度の創設全般	<p>○現行の水環境保全条例に新たな章を設けて事前届出制度を追加するだけではまとまりが悪いので、全面改正の必要がある。</p> <p>○現行の水環境保全条例では、県民に努力義務を課したり、市町村の責務も明示しており、他県の条例をそのまま使うと後退したようなイメージになるので、全部改正になると思う。</p>	<p>○現行の水環境保全条例を水環境に係る基本条例と位置付け、条例素案は、近年の水資源を取り巻く状況を踏まえ、水資源の保全に特化したものと整理しました。</p>
	<p>○基本理念については、水資源が循環資源であること、上流域での水質汚濁及び水利用の変化が下流域あるいは地下水にも影響を及ぼすということなど謳うことが大事ではないか。</p> <p>○涵養対策などについても、基本理念に謳うべきではないか。</p>	<p>○水環境全般に係る事項に及びますので、現行の水環境保全条例の基本原則を一部改正する際に、参考にします。</p>
	<p>○すべての市町村の責務として、こういう取組をすべきだということは、条例に規定すべきである。</p> <p>○具体的な数値規制は、市町村に任せるべきであるが、県はリーダーシップをとって、条例に市町村の責務を謳ってほしい。</p>	<p>○平成12年の地方分権一括法の施行後、県条例において、市町村の責務は規定していません。なお、条例素案においては、市町村との連携の中で、県は、市町村に対して必要な協力要請をすることとしています。</p>
	<p>○水は下流の方へ流れており、水そのものは所有していないため、「県民共有の貴重な財産」と言い切れるか。</p> <p>○水資源を「公水」ではなく「公共性が高いもの」というはっきりしない表現でよいか。</p> <p>○「公水」ではなく曖昧な表現にした方がよいのではないか。公水という表現でなくても公的な観点から管理することも十分可能である。</p>	<p>○ご意見を踏まえて、「条例素案」を資料2にまとめました。</p>

項目	意見等	対応(案)
「条例の たたき 台」	○水源地周辺における適正な土地利用の確保という目的と事前届出制との関係を明確に説明できるようにした方がよい。	○法令等の規制のない民有地については、行政の関与がないまま土地取引が行われる可能性があり、水資源を保全するため、水源地周辺の水資源保全地域における土地使用実態の把握など適正な土地利用の確保を図る必要があります。
	○水資源保全地域の指定等については、環境審議会に意見を聴くとしているが、3か月の猶予しかないときに、環境審議会がタイムリーに開催されるか。制度として大丈夫か。	○環境審議会の臨時的な開催は可能です。必要に応じ、常設の環境審議会専門部会の設置を検討します。
	○水資源保全地域の指定は、市町村からの申出がなければできないということか。 ○例外的に、知事が水資源の保全のため特に必要があると認める場合の指定とは、どのようなものを想定しているか。	○条例素案においては、市町村からの申出がなくても知事が指定できることとしています。 ○知事が「特に必要と認めるとき」とは、水源が広域にわたる場合であって、当該市町村からの申出がない場合などを想定しています。
	○届出内容は真実であるが、県の助言に従わなかった場合は、公表の対象にできないということか。 ○売主は、県の助言内容を買主に伝達したが、買主は、助言に従わなかった場合、この条例では打つ手がないということか。	○条例素案においては、公表の対象にはしていませんが、是正されるまで繰り返し助言することを想定しています。 ○条例素案においては、買主に対しても、直接、助言していくこととしています。
	○県の助言の状況に応じて、それに引き続いて周辺住民の公聴会を開くことはできないか。 ○水資源保全地域ごとに保護管理協議会などを作って、監視していくシステムができれば、先進的な動きになる。	○任意の組織の設置については、県下10広域圏単位の地域連絡会の中で、調査・研究を行ってまいります。

項目	意見等	対応(案)
「条例の たたき 台」	○国土利用計画法の届出対象と森林法の届出対象がそれぞれ違うので、この条例では、どのように扱うか確認すること。	<p>○取引の形態</p> <p>土地の売買契約のほか、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済など、所有権、地上権、賃借権等の権利の移転等が対価の授受を伴う契約行為を対象とすることを想定しています。</p> <p>(土地利用の調整について規定している国土利用計画法と同様の取扱い。)</p> <p>○取引の規模(面積要件)</p> <p>水資源保全地域の適正な土地利用を確保するために、小規模の土地取引を含め、取引の実態を把握する必要があることから、面積要件による除外規定は設けないこととし、条例素案においては、下限面積は設けないこととしています。</p> <p>(事後届出制について規定している森林法と同様の取扱い。)</p>

項目	意見等	対応(案)
地下水の取水規制	<p>○基本データが不足していて差し迫った危険がなく、需要と供給のバランスに支障がどうか分からない段階で規制すると、そもそも条例による規制の必要性が否定されると思われる。現段階で取水規制についての条例化については、消極的な見解である。</p> <p>○個別の規制は、市町村に任せの方が馴染む気がする。県の条例では、理念的なことを規定してもいいと思う。</p> <p>○取水規制の量などについては、賦存量など地域の状況が異なるので、地域に委ねられてもよいのではないかと。ただし、大きな枠としては、統一した基準があることが理想である。</p> <p>○取水規制は、地域の実情を把握している市町村が行うことが相応しい気がするが、個別具体的な事例が発生した場合の行政的な対応については市町村にとって負担になる場合もあるため、慎重に検討されるべきではないか。</p> <p>○取水規制は、市町村と県が協働して行うべきであり、全て市町村が行う位置付けは馴染まないのではないかと。また、県は必要な支援を行いながら、地下水の減少という定義などは、全県で統一すべきではないか。</p> <p>○市町村によって取水規制の程度に差があり、規制の緩い又は規制のないところへ逃避するおそれがあるため、何らかの措置を考えた方がよいのではないかと。</p> <p>○県の条例で取水規制して、個別の業務は、市町村に権限移譲したらどうか。</p> <p>○アンケート調査で、取水規制が必要であると回答した57市町村のうち、40市町村ぐらいは、県や国での規制を望んでいる。</p> <p>○土地の取引の事前届出については、市町村から申出があり、情報を市町村に提供することができるのであれば、地下水の汲み上げに係る届出についても、同じ仕組みができるのではないかと。</p>	<p>○許可等の取水規制について、地下水は、県下の各地域によって賦存量、依存率、需給見通しが異なることから、県全域で同一の基準による規制をすることは困難です。</p> <p>ただし、県内の地下水の賦存量を把握する中で、許可等の取水規制が必要と判断された場合は、所要の措置を講ずるものと考えています。(条例素案の附則にこの考え方を盛り込みました。)</p> <p>○取水に関する情報を把握するための届出については、土地の取引等の事前届出制度においても、一定の情報収集は可能であると考えています。</p> <p>○長野県における取水規制については、県と市町村の役割分担を明確にして推進していくことを考えています。</p> <p>市町村においては、必要に応じ、市町村条例等での取水規制を行うとともに、県においては、可能な限り、市町村の支援を行います。(条例素案の「基本理念」及び「市町村との連携」の条項にこの考え方を盛り込みました。)</p>

項目	意見等	対応(案)
地下水の取水規制	<p>○地下水の汲み上げの量を行政がしっかり把握して、事前又は事後の問題があった場合には、指導できる体制を県レベル整える仕組みが必要である。</p> <p>○公共の福祉に反するような行為については、規制ができるということをもう少し鮮明にしてもよいのではないか。</p> <p>○水道水源を地下水に依存している市町村については、許可制にする程度では、おそらく憲法上の問題は生じないだろうと思うが、慎重に検討する必要がある。</p> <p>○地下水を低下させる原因は、汲み上げ量の増加とともに、休耕田の増加、下水道整備など都市化も影響しているので、総合的な対策を考える必要がある。</p> <p>○地下水の減少を防ぐ対策と水量を増加する対策は同時に行う方がよい。</p>	○同上